

「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」の策定に向けた意見提出**関連資料**

これまでの専門調査会・ワーキンググループの議論を踏まえた論点整理 (案)

コンテンツ強化関連

1. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

(2) 施策の方向性

③ コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境整備

・ クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度構築

意見

私的録音録画補償金制度は、デジタル録音録画機器が広く普及したことにより、私的な録音録画が、ベルヌ条約¹で許容されている私的な複製行為の限度を超えているとのコンセンサスを得て設けられた制度です。

同制度は、著作権先進国を中心に 28 カ国で導入され²、運用されていることからしても、私的録音録画におけるクリエイターへの対価還元制度として、これに代わるものがないことを示しています。

しかしながら、日本では制度の有用性に関する議論ではなく、専ら法制上の問題によって、同制度は事実上崩壊しています。すなわち、テレビ放送がデジタルに完全移行した現在にあつて、補償金支払の対象となっているのは、市場に存在しないアナログ放送チューナ搭載の録画機器のみで、デジタル放送チューナ搭載のデジタル放送専用録画機器は政令による指定がなく、補償金支払の対象とはなっていません。

当連盟は、欧州を中心に海外の著作権管理団体と相互代理契約を結び、私的録音録画補償金の授受を行っておりますが、今後は日本に制度があるにもかかわらず、著しく不均衡な状況となることは必至です。

クールジャパンを掲げ、知財立国となるには、何よりも、世界水準にある良質のコンテンツを創造するクリエイターの育成が重要であり、そのための環境整備が不可欠です。

私的録音録画補償金制度は、著作権の保護事業や著作物の創作振興事業等への支出を指定管理団体に義務づけており、クリエイターを育てる環境整備には欠かせないものと考えます。また、日本の一般成人の著作権意識は高く、その啓蒙活動にも私的録音録画補償金は公益社団法人著作権情報センター等を通じて大きな貢献を果たしているといえます。

デジタル放送専用録画機器のいわゆる「ダビング 10」は、コピー回数制御技術ではあつても、私的録画行為を「著作者の正当な利益を不当に害しない」範囲にとどめるための技術であるとはいえ、デジタル方式の私的録画がクリエイターの正当な利益を侵していると言わざるを得ません。

日本には、私的録音録画補償金制度という対価還元制度が既にあるのですから、デジタル放送チューナ搭載のデジタル放送専用録画機器を政令で指定して、実効性を確保することが急務だと考えます。

¹ 第 9 条〔複製権〕

(1) 文学的及び美術的著作物の著作者がこの条約によつて保護されるものは、それらの著作物の複製（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権利を専有する。

(2) 特別の場合について (1) の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

(3) 録音及び録画は、この条約の適用上、複製とみなす。

² 私的録音または私的録画補償金制度の導入国。日本を含む。2010 年 3 月現在。